

令和6年度防災啓発イベント業務委託仕様書

1 業務の目的

県民の防災意識を向上させ、災害への備えを充実させることを目的とする。

啓発の効果を高めるため、出水期や、東日本大震災が発生した時期など、季節や時期に応じて風水害の備えや、大規模地震、津波への備えについて取り扱う。

特に令和6年能登半島地震では停電や断水などが発生し、日常生活に支障があった方も多く、その経験を風化させないことが必要である。そのため、備蓄の大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイメージできるような啓発を実施する。

また、宮崎県だけでなく、多くの防災関係機関の協力を得て啓発を実施することにより、啓発の相乗効果を生み出す。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

委託業務の啓発事項、内容、時期は次のとおり。

|     | 啓発事項及び内容   | 時期     | 備考   |
|-----|--|--------|--|
| (1) | 宮崎県防災の日フェア<br>5月の第4日曜日は宮崎県防災対策推進条例で定められた「宮崎県防災の日」であり、この時期を中心に県民に対し、「自助・共助」を推進する啓発を実施する。  | 5月26日  | 防災の日フェア（イオンモール宮崎）の企画、運営、広報   |
| (2) | 宮崎県津波浸水想定沿岸市町関連イベント<br>今後発生が危惧されている、南海トラフ地震において、津波浸水想定がされている沿岸市町で、親子で防災を楽しみながら学ぶことができるイベントを実施し、防災への興味関心を惹く。<br>特に、津波に備えるイベントの開催を積極的に検討する。<br>※沿岸市町：宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町 | 10月～3月 | 親子で楽しみながら防災への興味関心を惹くイベントの企画・運営・広報  |
| (3) | 減災行動集中啓発期間事業<br>南海トラフ地震等の大規模災害への備えについて、「耐震化（家具の固定含む）」、「早期避難」、「備蓄」の減災行動を中心に啓発し、県民の防災意識を高める。また、大規模災害時の共助の重要性について啓発する。  | 1月～3月  | ア 災害を具体的にイメージできる企画（災害疑似体験、ワークショップ、被災者の話など）の開催<br>イ 大規模地震への備え（耐震化・備蓄・早期避難）の啓発 |

|     |                                 |       |  |
|-----|---------------------------------|-------|--|
| (4) | 防災小説コンテスト                       |       | 県民を対象とした<br>防災小説コンテスト<br>の開催<br>詳細は、別紙のと<br>おり |
|     | 災害をイメージし、自分ごととして考<br>える機会を創出する。 | 7月～3月 |  |
| (5) | その他業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。   |       |  |

#### 4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項

##### (1) イベントの企画・運営について

3(2)で開催するイベントは、別紙を参考に、工夫を凝らした提案を行うこと。

なお、3(2)のイベントの開催地は、宮崎県が市町村に対し希望を取る。

イベントの特性に応じて、防災関係機関を絡めた企画の提案を行うこと。

関係機関との連絡調整が必要な場合は、別途協議を行う。

##### (2) 広報について

広報の方法については、基本的に受託業者の提案事項とするが、テレビCMやSNS広告を提案する場合は、既存のCMを活用することや、できるだけ年齢などの対象を絞った啓発、周知を行い、費用対効果を上げること。

3(2)の広報については、親子を対象とすることから、対象を絞った周知を行うこと。

##### (3) 事業費見積もり

費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めること。

##### (4) 納期

成果品の納期については、別途協議の上、決定すること。

#### 5 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。